

債券内容説明書  
平成26年5月16日現在

第64・65・66回  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 64・65・66 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 25 年 9 月 30 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時に於いて解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

#### 本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

## 目 次

### 証券情報の部

#### 第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）	5
3. 新規発行債券（10年債）	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	10
5. 新規発行債券（15年債）	11
6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（15年債）	15
7. 本債券の発行により調達する資金の使途	15

#### 第2 参照情報

1. 参照書類	16
2. 参照書類の補完情報	16
3. 参照書類を縦覧に供している場所	32

# 第1 募集要項

## 1. 新規発行債券（4年債）

銘 柄	第64回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金18,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金18,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成26年5月16日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年0.193パーセント	払込期日	平成26年5月29日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成30年6月20日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成26年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成30年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズから A a 3 の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)) の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックした「プレスリリース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成26年5月16日付第64回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

## 2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 6,300	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額3,600万円とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,700	
	計		18,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

### 3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第65回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金22,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金22,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成26年5月16日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年0.670パーセント	払込期日	平成26年5月29日
利払日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成36年5月29日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成36年5月29日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズから A a 3 の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)) の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックした「プレスリリース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成26年5月16日付第65回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

#### 4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 7,700	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受手数料 は、総額 6,500万円 とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,300		
	計		22,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

## 5. 新規発行債券（15年債）

銘 柄	第 66 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 26 年 5 月 16 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年 1.086 パーセント	払込期日	平成 26 年 5 月 29 日
利払日	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成 41 年 5 月 29 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 26 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 41 年 5 月 29 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズから A a 3 の信用格付を平成 26 年 5 月 16 日付で取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)) の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックした「プレスリリース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成26年5月16日付第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

## 6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（15年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 3,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額3,500万円とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
	計		10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

## 7. 本債券の発行により調達する資金の用途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
50,000,000,000円	154,865,947円	49,845,134,053円

(注) 上記金額は、第64回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第65回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

### (2) 手取金の用途

上記の手取概算額49,845,134,053円は、平成26年5月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号までの業務及びこれらに附帯する業務、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第13条第1項第1号から第4号までの業務、第13条第2項の業務、附則第4条第1項第2号の業務、附則第5条第1項の業務及びこれらに附帯する業務を行うために必要な資金の一部に充当する予定です。

## 第2 参照情報

### 1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報部の部（平成25年9月30日現在）をご参照下さい。

### 2. 参照書類の補完情報

#### (I) 「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部（平成25年9月30日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日（平成26年5月16日）までの間において、以下の通り変更事項が生じております（変更箇所は下線で示しております）。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日（平成26年5月16日）現在においてもその判断に変更はありません。

#### (1) 国等の政策または関与に伴うリスク

独立行政法人は、公共上の見地から法律に基づいて設置された法人であり、国等の政策によって、独立行政法人制度そのもの、あるいは当機構の事業・組織に影響を受ける可能性のある主な事項として以下のものがあります。

(ア) 「独立行政法人の抜本的な見直し」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

詳しくは、「第1. 法人の概況 9. 行政改革関連事項について ⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、⑦「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）」、⑧「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）」、⑩「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）及び⑪「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をご参照下さい。

また、当機構は、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることを目的として設立された独立行政法人です。そのため、整備新幹線の整備や国土交通省独立行政法人評価委員会の評価など、国等による政策決定や当機構に対する関与により、当機構の事業や組織に影響を受けることがあります。

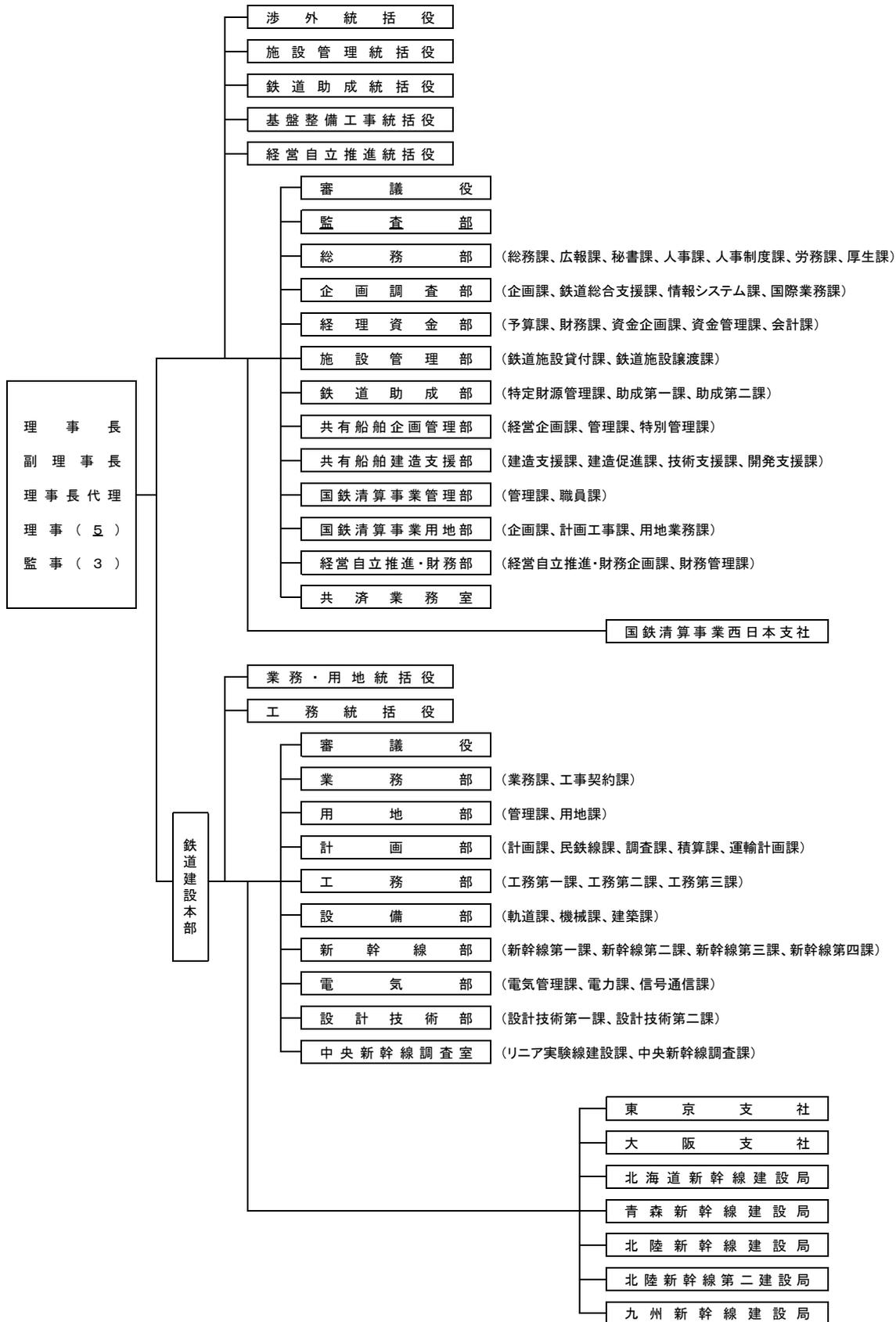
#### (II) その他

上記「(I) 「事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部（平成25年9月30日現在）につき、本説明書証券情報の部作成日（平成26年5月16日）までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております）。

第1 法人の概況

3. 事業の内容

(3) 組織図 (平成26年4月1日現在)



## (7) 当機構の業務内容について

### ① 鉄道建設業務

#### (イ) 幹線鉄道

幹線鉄道は、主要幹線及び大都市交通線、地方開発線及び地方幹線、並びに主要幹線鉄道線に区分されます。

##### (i) 主要幹線及び大都市交通線

旧国鉄時代に旧公団が旧国鉄新線（CD線）として建設していたもので、現在は当機構が貸付事業等を行っています。これは、昭和30年代の旧国鉄が、既設線の改良工事等に専念せざるを得ない状況の中で、大都市、主要都市の輸送力の強化を目的としてスタートした新線建設事業であり、主要な線としては武蔵野線、京葉線、根岸線、湖西線等がありますが、貸付終了に伴い根岸線、武蔵野線の一部区間及び京葉線の一部区間は東日本旅客鉄道株式会社へ、伊勢線は東海旅客鉄道株式会社へ、それぞれ譲渡し、現在当機構が保有している線区については全てJR本州3社へ貸し付けています。

#### (エ) 都市鉄道利便増進事業

平成17年8月に都市鉄道等利便増進法が施行となり、当機構は整備主体と成り得る立場から、都市鉄道等の利便性向上に資する事業について、整備効果、事業採算性等の検討を行った結果、現在、都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業）として、「相鉄・JR直通線」と「相鉄・東急直通線」の2線について、整備することとなりました。この事業については、国と地方公共団体が総事業費の3分の1ずつを補助し、残りの3分の1を当機構が資金調達して施設の整備を行います。

##### (i) 相鉄・JR直通線

相鉄・JR直通線は、相模鉄道本線西谷駅から東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの約2.7kmにおける連絡線の整備を行うものであり、平成18年6月に整備構想及び営業構想が認定され、平成18年11月に速達性向上計画の認定を相模鉄道と連名で受けて事業に着手しています。その後、平成21年10月に第一次分割工事施行の認可を受けて、工事を進めています。

なお、相鉄・JR直通線は開業時期の遅れと事業費の増嵩に伴い、平成26年3月に速達性向上計画の変更の申請を行い、同年同月に変更の認定を受けました。

#### (カ) 受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの要請に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに関西国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄南北線等合計30件（14線、2箇所）の建設工事と鉄道事業者・地方公共団体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務を実施しており、当機構の鉄道建設に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネジメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされています。平成25年度の受託工事は、山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線の建設、つくばエクスプレス線車両基地出入庫線複線化工事、三陸鉄道復旧工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行いました。また、計画段階の建設計画等の調査業務として、平成25年度は、小田急多摩線延伸線、地下鉄7号線延伸線等の調査を実施しました。

このように当機構が技術面での支援機関として調査等も含めて委託されている状況は、各鉄道事業者が建設に係る事業よりもむしろ施設の維持管理に係る事業が主体となっていること、さらには、新線建設期間中に必要となる建設技術者を新たに確保するよりも、現在、全国をカバーする唯一の公的鉄道技術集団として、高度な技術力を有する当機構を活用する方が経済的であると考えているためだと思慮されます。なお、建設工事の財源は、全額委託者からの資金を充当し、完成後は鉄道施設を引き渡すこととなっています。

<受託工事（平成 25 年度）の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
山梨リニア実験線	東海旅客鉄道株式会社 (財)鉄道総合技術研究所	用地買収及び新線建設等	
仙台市高速鉄道東西線	仙台市	新線建設	
つくばエクスプレス線車両 基地入出庫線複線化工事	首都圏新都市鉄道株式会社	車両基地入出庫線複線化 工事	
三陸鉄道復旧工事	三陸鉄道株式会社	北リアス線・南リアス線復 旧工事	
えちぜん鉄道福井駅付近 連続立体化工事	えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線、三国芦原線 及び入出庫線の仮線及び 計画線工事	平成 25 年 9 月 受託協定締結

<受託調査（平成 25 年度）の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
地下鉄 7 号線延伸線調査	さいたま市	鉄道整備に係る基礎調査	
小田急多摩線延伸線調査	小田急多摩線延伸検討会	鉄道整備に係る基礎調査	
新空港線「蒲蒲線」調査	大田区	鉄道整備に係る基礎調査	
東京 8 号線（豊洲～住吉間） 調査	江東区	鉄道整備に係る基礎調査	
えちぜん鉄道福井駅付近連 続立体交差事業に関する調 査	えちぜん鉄道株式会社	高架化に伴う仮線及び計 画線の調査・設計等	

⑤鉄道助成業務

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

- 既設新幹線譲渡収入を財源として、新幹線鉄道の輸送力増強に関する大改良事業を行う鉄道事業者のために、日本政策投資銀行を介して低利資金の融通を行いました。（なお、当該事項に係る業務につきましては平成 7 年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）

当該事項に係る貸付金残高は、平成 26 年 4 月末現在 17 百万円です。

- 同様に既設新幹線譲渡収入を財源として、主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・大改良に関する事業について、東京地下鉄株式会社（旧帝都高速度交通営団。以下「東京メトロ」という。）及び旧公団（建設勘定）に対し、無利子貸付を行いました。（なお、当該事項に係る業務につきましては平成 19 年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）

東京メトロ向け貸付金は平成 26 年 3 月末をもって完済、平成 26 年 4 月末現在、旧公団（建設勘定）向け貸付金残高は 243,878 百万円です。（旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。）

## 4. 新幹線建設について

### (1) 整備新幹線建設計画について

(略)

平成 16 年に政府・与党整備新幹線検討委員会が開かれ、各線区の見直しを行い既着工区間の完成時期の見直しと新規着工区間の決定がなされました。既着工区間では、東北新幹線（八戸・新青森間）と九州新幹線（博多・新八代間）が平成 22 年度末の完成を目指すことになりました。新規着工区間は、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）は、平成 17 年度初に着工、平成 27 年度末の完成、北陸新幹線（富山・金沢車両基地（現白山総合車両所）間）はフル規格とし、平成 17 年度初に着工、長野・金沢車両基地間を一体的に平成 26 年度末の完成、同福井駅部は、平成 17 年度初に着工し、平成 20 年度末に完成しました。

(略)

## 5. 民鉄線事業について

### (2) 民鉄線事業に関する償還条件の変更等について

(略)

#### ① 千葉急行線の処理結果及び債務の償還方策について

(略)

当該特別損失に見合う当機構の債務については、当機構の財務体質強化策として平成 11 年度に民鉄線制度の改正が行われたことにより、譲渡収入の増額が図られること、さらに、当機構の経費節約等による自己資金の捻出や国からの利子補給制度の手当てがなされることにより、今後概ね 9 年程度で全額を補填できる見通しです。

## 6. 鉄道建設業務等の概要について

### (1) 新幹線の建設

平成 26 年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間、新函館（仮称）・札幌間）、北陸新幹線（長野・金沢間、金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の 3 線 5 区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館（仮称）間 148.3km については、在来線（津軽海峡線）との共用区間を含む本線及び函館総合車両基地において駅舎等の開業設備の工事を進め、平成 27 年度末の完成を目指し、しゅん功監査・検査を実施します。

北海道新幹線の新函館（仮称）・札幌間 211.7km については、新青森・新函館（仮称）間の開業から概ね 20 年後の完成を目指し、平成 24 年 6 月に工事着手しました。平成 26 年度は、用地取得を進めるとともに村山トンネル等の工事を行います。

北陸新幹線の長野・金沢間 231.1km については、駅舎等の開業設備の工事を進め、平成 26 年度末の完成を目指し、しゅん功監査・検査を実施します。北陸新幹線の金沢・敦賀間 114.4km については、長野・金沢間の開業から概ね 10 年後の完成を目指し、平成 24 年 6 月に工事着手しました。平成 26 年度は、用地取得を進めるとともに新北陸トンネル等の工事を行います。

九州新幹線武雄温泉・長崎間 67.0km については、認可の日から概ね 10 年後の完成を目指し、新長崎トンネル等のトンネル工事を進めるとともに、袴野橋りょう等の工事を行います。

整備計画路線であって、工事実施計画の認可を受けていない路線における整備新幹線高度化等事業は、工事を円滑に実施するための調査を行うほか、新幹線と在来線との直通運転を可能にする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を行います。

(単位：百万円)

線名・区間	工事延長 km	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	完成予定 又は完成年 度	鉄道事業者 又は軌道 経営者
北海道新幹線 新青森・新函館(仮称)間	148.3	101,022	100,000	52,400	平成27年度 末	北海道旅客 鉄道株式会 社
新函館(仮称)・札幌間	211.7	690	6,000	12,000	新青森・新函 館(仮称)間の 開業から概ね 20年後	
北陸新幹線 長野・金沢間	231.1	156,437	125,000	46,600	平成26年度 末	東日本旅客 鉄道株式会 社 西日本旅客 鉄道株式会 社
金沢・敦賀間	114.4	783	8,000	14,000	長野・金沢間 の開業から概 ね10年後	西日本旅客 鉄道株式会 社
九州新幹線 武雄温泉・長崎間	67.0	18,906	27,000	31,000	認可の日か ら概ね10年 後	九州旅客鉄 道 株式会 社
着工区間計 (注3)(3線5区間)	772.5	277,838	266,000	156,000		
建設推進高度化等事業		3,688	3,204	2,385		
合計		281,526	269,204	158,385		

(注1)平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は年度初の事業計画額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

(注2)上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、平成26年度事業費が計上されている路線の合計としています。

(注3)建設推進高度化等事業の平成25年度事業費は、年度初の事業計画額に補正予算を加えた額としています。

## (2) 大都市における鉄道建設

当機構における都市鉄道の建設には、民鉄線と都市鉄道線があり、いずれも通勤・通学混雑の緩和を主な目的として、当機構が調達する財政融資資金借入金、無利子借入金等の長期安定資金を原資として鉄道施設の新設・大改良を図るものです。

これまでに、民鉄線は東急新玉川線など30線・210.0kmを、都市鉄道線は札沼線、常磐新線(つくばエクスプレス線)など4線・102.5kmを建設・譲渡してきました。

平成26年度は、民鉄線事業として引き続き小田急小田原線(2)を施行します。

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	完成予定	鉄道事業者 又は軌道 経営者
小田原線(2)	東北沢・ 和泉多摩川間	10.4	5,824	5,000	2,300	平成30年度	小田急電鉄 株式会 社

(注1) 平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は年度初の事業計画額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

(注2) 民鉄線の実施額及び事業費に管理費は含まれていません。

### (3) 都市鉄道利便増進事業

相鉄・JR直通線は、相模鉄道本線西谷駅からJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に、相鉄・東急直通線は、JR東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東京急行電鉄東横線日吉駅までの区間に連絡線を整備し、それぞれ相模鉄道線とJR線、相模鉄道線と東京急行電鉄線との相互直通運転を可能とするものです。

これらの路線によって、横浜市西部及び神奈川県中部と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、横浜駅やJR東海道線等の既設路線の混雑緩和や乗換回数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。また、二俣川・鶴ヶ峰副都心等のさらなる発展にも資するものです。さらに、相鉄・東急直通線によって新幹線駅アクセスの向上が図られます。

平成26年度は、相鉄・JR直通線では西谷駅から羽沢駅（仮称）間を結ぶトンネル工事や羽沢駅（仮称）工事等を行い、相鉄・東急直通線では新横浜駅（仮称）工事や西谷駅付近の引上げ線工事等を行います。

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	開業予定	鉄道事業者又は軌道 経営者
相鉄・JR 直通線	西谷・横浜羽沢間	2.7	8,248	4,680	5,553	平成30年度内	相模鉄道株式会社
相鉄・東急 直通線	横浜羽沢・日吉間	10.0	3,089	13,743	11,727	平成31年度	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式 会社
計2線		12.7	11,337	18,423	17,280		

(注) 平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は年度初の事業計画額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

### (4) 青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

青函トンネルは、整備新幹線と同様、当機構が財産を保有してJR北海道に貸し付けている施設であり、将来にわたって同トンネルの機能保全を図る必要があります。平成11年度から青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として、防災設備、通信施設等の改修工事を行っており、平成26年度は変電所施設及び列車制御施設の改修工事を行います。

(単位：百万円)

線名	区間	延長	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	鉄道事業者又は軌道 経営者
津軽 海峡線	今別町浜名・ 知内町湯の里間	—	1,999	1,533	1,296	北海道旅客鉄道株式 会社

(注) 平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は年度初の事業計画額に補正予算を加えた額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

**(5) 受託事業**

受託事業は、地方公共団体や鉄道事業者等からの委託に基づき、建設工事及び調査設計業務を行うものです。

平成26年度は、山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線の建設、つくばエクスプレス線車両基地入出庫線複線化工事、三陸鉄道復旧工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行います。

<受託事業>

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	完成予定又 は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
山梨リニア 実験線	笛吹市・ 上野原市間	42.8	41,032	15,426	4,814	平成28年度	東海旅客鉄道株式会社 鉄道総合技術研究所
仙台市高速 鉄道東西線	動物公園駅・ 扇坂トンネル間	4.3	4,698	2,834	657	平成26年度	仙台市
つくばエクス プレス線	車両基地入出 庫線複線化工事	1.4	6	1,888	1,800	平成28年度	首都圏新都市鉄 道株式会社
三陸鉄道	北リアス線・ 南リアス線 復旧工事	—	3,388	1,890	430	平成26年度	三陸鉄道 株式会社
えちぜん鉄 道	福井駅付近連 続立体化工事	2.2	—	392	2,470	平成30年度	えちぜん鉄道 株式会社
調査受託等			1,068	2,204	3,265		
計			50,192	24,634	13,436		

(注1) 平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は平成26年2月1日現在の事業計画額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

(注2) えちぜん鉄道の平成25年度事業費は、年度初の事業計画額に補正予算を加えた額としています。

**(6) その他**

上記のほか、都心—空港・郊外直結鉄道に関する調査は、都心と国際拠点空港及び郊外を直結する新線整備の事業化を検討するため、必要な基礎資料等の作成を行います。平成26年度は、ルート案の検討を進めるほか、埋設物調査の実施、施設計画の検討などを行います。

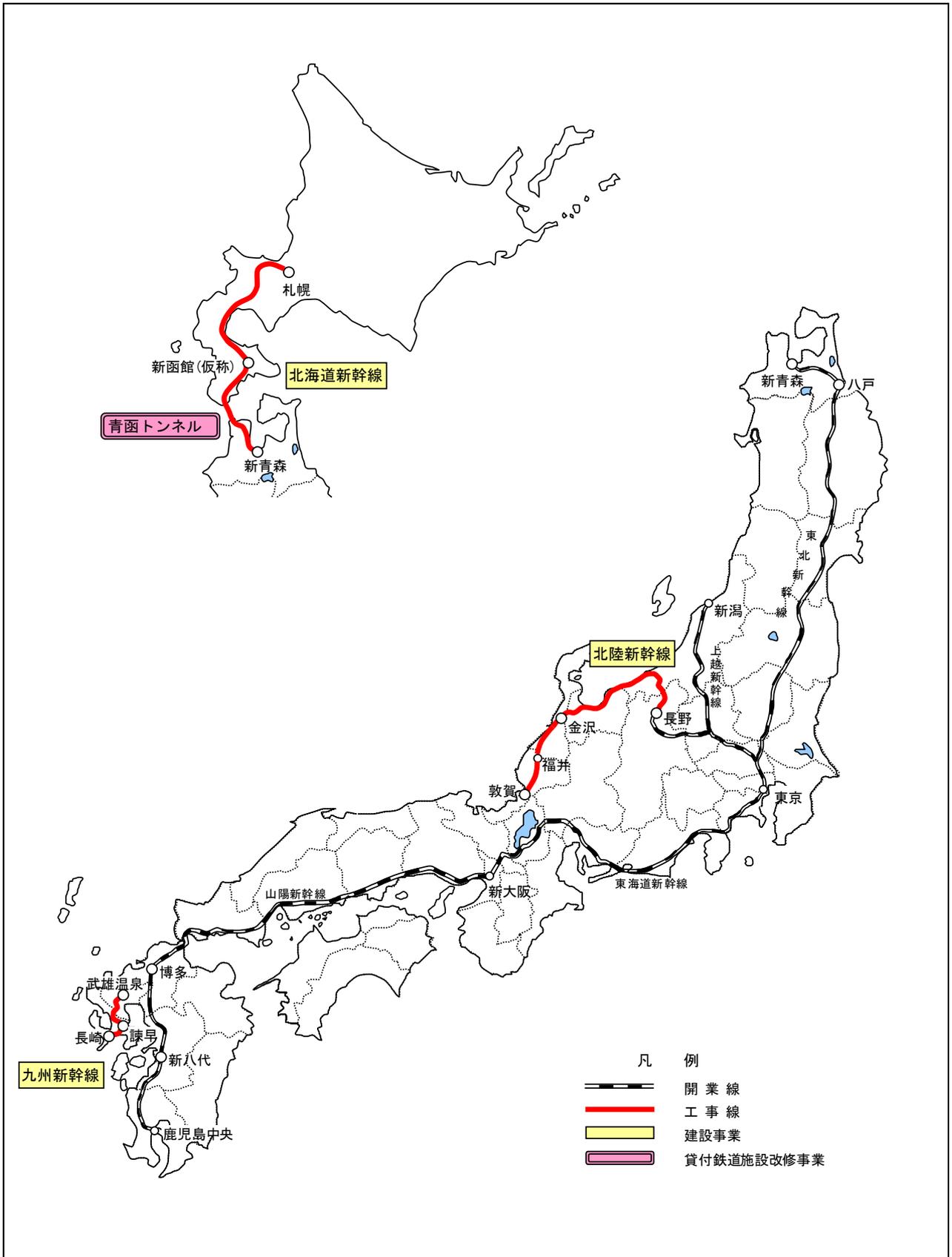
(単位：百万円)

線名	平成24年度 実施額	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	備考
中央リニアに関する調査	29	70	—	
都心—空港・郊外直結鉄道に関する調査	—	50	国費180の内数	

(注) 平成24年度実施額は決算額、平成25年度事業費は年度初の事業計画額、平成26年度事業費は概算決定額としています。

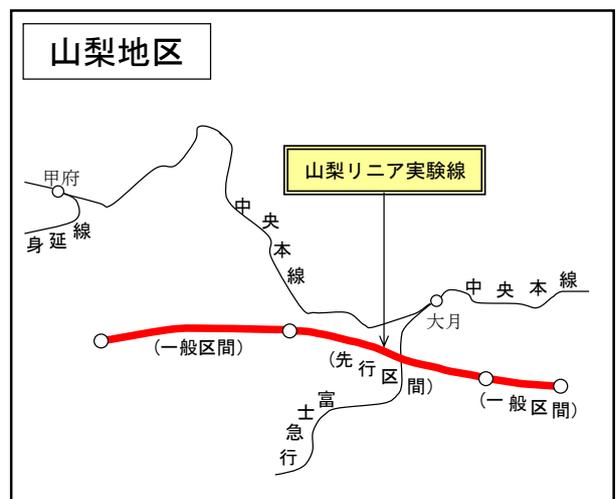
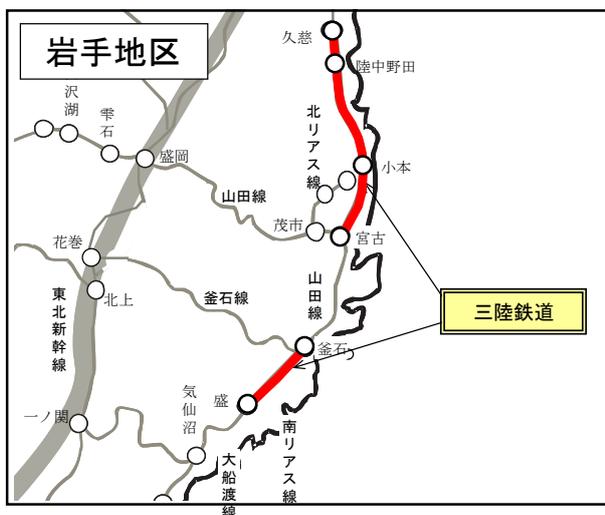
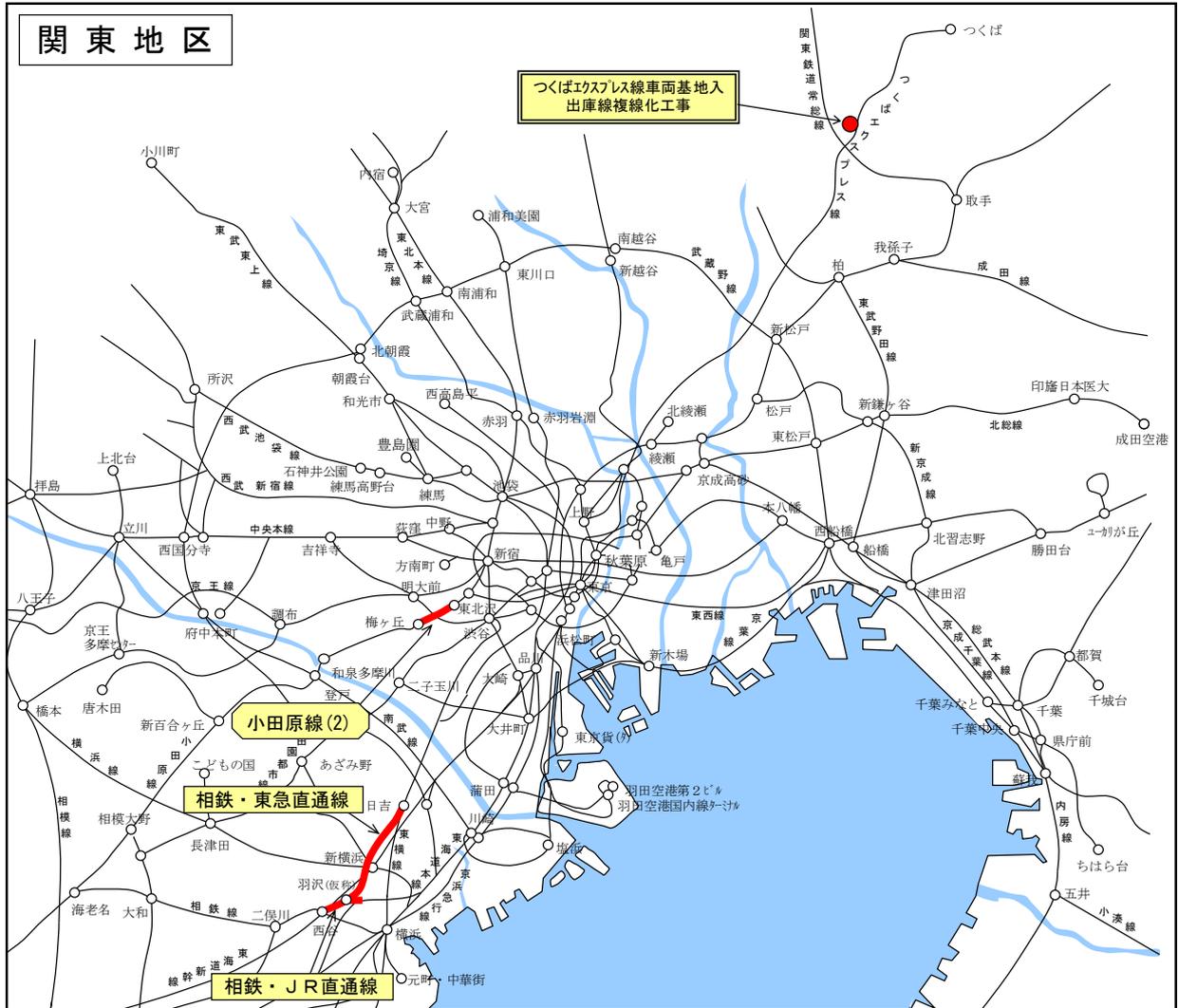
# 平成26年度 建設線等路線図

(新幹線、貸付鉄道施設改修事業)



# 平成26年度 建設線等路線図

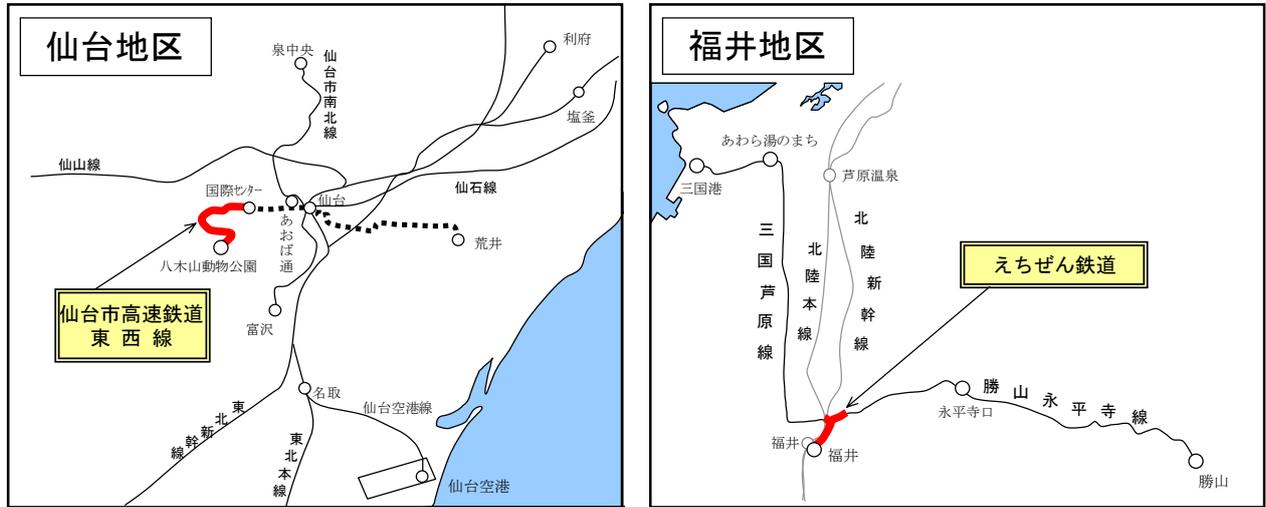
(民鉄線、都市鉄道利便増進事業、受託事業)



- | 凡 例 |     |  |            |
|-----|-----|--|------------|
|     | 工事線 |  | 都市鉄道利便増進事業 |
|     | 民鉄線 |  | 受託事業       |

# 平成26年度 建設線等路線図

(受託事業)



凡 例  
— 工事線  受託事業

## 9. 行政改革関連事項について

### ①「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

行政改革推進会議における審議等を踏まえ、平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

#### 【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。
- 法令遵守体制の強化に当たっては、担当理事の設置、研修の充実化等の措置を行うとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、関係職員の能力の向上を図りつつ、理事長及び監事も含めた重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性及び競争性を確保する体制の強化に当たっては、入札監視委員会等において、高落札率案件の全件審議等による審議件数の拡大、支社・局単位での審議の実施、並びに理事長に対する審議結果の報告及び意見具申の仕組みの確立を行うなど、契約の監視体制の強化を図る。
- 船舶関係業務については、共有建造事業において多額の繰越欠損金を抱えていることから、繰越欠損金の具体的な削減計画を策定し、その解消に向け着実な縮減を図るとともに、財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

#### 1.1. 役職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

	平成26年度
役員数	13名
職員数	1,605名

## 第2 事業の状況

### 2. 対処すべき課題

#### (1) 鉄道建設業務関係

鉄道が我が国の基幹的輸送機関として果たすべき機能を効率的に発揮していくためには、今後の鉄道整備の基本的方向に関する運輸政策審議会の答申第19号(平成12年8月)において示された政策課題、すなわち、国土の骨格となる広域的な幹線鉄道ネットワークの構築、大都市圏における通勤・通学の混雑緩和に向けた輸送力の増強のための取り組み、新たな鉄道整備方式としての「上下分離方式」の検討、高齢化社会の進展等の新たな社会的ニーズに対応した鉄道整備の推進など、今後の鉄道整備の基本的な課題に対応した鉄道整備を計画的に推進していくことが必要です。

当機構が建設主体となっている整備新幹線については、国、地方公共団体による公的資金が投入され、国民からもより効率的な事業執行が求められています。また、大都市及びその周辺部における民鉄線及び都市鉄道線の整備については、各鉄道事業者による事業化の決定、各鉄道事業者から国土交通大臣への当機構工事の申出、国土交通大臣から当機構に対する工事实施の指示を受けて、当機構が建設事業を行うこととなるため、当機構としては、鉄道事業者の安定した事業経営が達成されるべく、その負託に応えることが重要です。

当機構は、常に「良質な鉄道を経済的かつ効率的に」完成させることを基本に、工事の安全と環境の保全に特に

留意しつつ、事業を進めて参りましたが、引き続き、その確実な実施を図って参ります。当機構は、全国をカバーし、鉄道建設において中核的な役割を果たす公的機関として、業務の効率化、技術力の向上、建設コストの縮減、技術開発、安定的・効率的資金調達、品質の信頼性の向上、工事関係事故防止等を推進し、今後とも社会の要請に的確に対応し、当機構の業務に対する国民の皆様との理解と信頼を得られるよう努めて参ります。

なお、北陸新幹線（長野・金沢間）の消融雪設備工事の入札に関して、平成25年9月以降、当機構東京支社が公正取引委員会及び東京地方検察庁による捜索を受け、また、当機構本社が公正取引委員会による捜索を受けました。平成26年3月に「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）違反容疑で当機構職員1名が在宅起訴され、1名が略式起訴されました。同月19日、公正取引委員会から、北陸新幹線（長野・金沢間）の消融雪設備工事の入札に関し、当機構職員が入札情報を漏えいしていた等として、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求及び申し入れを受けました。また、同日、国土交通大臣より文書による厳重注意処分を受けました。

当機構においては、今回の消融雪設備工事を中心に、入札・契約の実態解明、職員の談合関与の有無などについて内部調査を進めるとともに、当面の再発防止対策をとりまとめました。さらに、外部の中立的な有識者からなる第三者委員会を3月27日に立ち上げ、今回の事案の背景等を分析し、再発防止策を検証していただき、当機構としてとりまとめ、改善措置要求に対して回答して参ることと致しております。

当機構は、今回の事案を重く受け止めて、職員一人一人が情報の守秘等の法令遵守を徹底し、業務を適正に行うことにより、関係者の皆様からの信頼回復に努めて参りたいと考えております。併せて平成27年3月予定の北陸新幹線の開業に向けて努力して参ります。

<当面の再発防止対策>

1. コンプライアンス体制の強化

(1) コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立

- ・コンプライアンス担当理事の設置
- ・本社、地方機関ごとにコンプライアンス推進組織の設置

(2) コンプライアンス研修・講習会の強化

- ・職員を対象とした「談合防止に関する講習会」の実施
- ・契約担当職員を対象とした「契約業務に関する研修」の実施

(3) 内部監査体制の強化

(4) 社外における公益通報窓口の設置

(5) 発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備

2. 入札・契約監視機能の強化

(1) 入札監視委員会等の機能強化

- ・入札監視委員会等の審議対象に高落札率の全契約を追加
- ・入札監視委員会の審議範囲をブロック単位毎から支社・局単位毎に細分化
- ・理事長に対する意見具申の仕組みの確立

(2) 公正入札等調査特別委員会の運営の見直し

- ・工事担当者以外の者による事業者・職員への調査

(3) 一者応札案件に対する監視の強化

(4) 入札・契約結果の時系列的監視・分析・報告

- ・落札率の状況等に関する事後的・統計的分析の実施
- ・特定分野の入札状況等に関する事後的分析の実施

3. 入札契約手続きの見直し

(1) 入札不調案件に係る再入札機会の拡大

(2) 建築工事と小規模な空調設備工事等の一括発注

(3) 異常な応札状況となった場合の入札のやり直し

4. 情報管理の徹底

(1) 外部事業者等との接触の制限

- ・工事担当職員の入札参加業者との接触制限
- ・外部事業者との打合せ場所の制限

(2) 外部からの不当な働きかけに対する報告の徹底

(3) 発注に係る秘密情報などへの情報接触者の限定

- ・発注事務に係る秘密情報の管理責任者の明確化
- ・発注事務の各段階における留意点についてのマニュアルの整備

5. ペナルティの強化

- ・誓約書違反及び入札談合の再犯に関する違約金加算条項を新設（WTO対象以外の工事）

6. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進組織による法令遵守の取り組み等の定期的検証

(2) 本社・地方機関における応札状況の透明化・情報公開

## 6. 研究開発活動

### (4) 特許権等

平成 26 年 3 月 20 日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区 分	登録	出願中
特 許 権	91 (3)	18
実用新案権	2	—
意 匠 権	1	—

(注) ( ) 書きは外国での登録、出願分で再掲。

### (5) 海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国等の要請に基づいて職員を専門家として海外に派遣する一方、外国人研修生を受け入れるなど、積極的に技術協力を行っています。

平成 25 年度までに技術協力を行った国及び地域は 66 に及び、延べ 2,040 人の専門家を派遣しています。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っています。

#### ②これまでに実施した主な技術協力

国・地域名	プロジェクト案件名
北 米	
アメリカ合衆国	カリフォルニア高速鉄道計画
中 南 米	
メキシコ	グアナファット州鉄道開発計画
ブラジル	ブラジル鉄道近代化、ブラジル高速鉄道計画
ボリビア	ボリビア国鉄災害復旧計画
アルゼンチン	アルゼンチン国鉄中央センター
ヨーロッパ	
イギリス・フランス	英仏海峡トンネル建設計画
フランス・イタリア	アルプストンネルプロジェクト
スウェーデン	スウェーデン高速鉄道計画
アフリカ	
モロッコ	ジブラルタル海峡連絡計画
エジプト	カイロ近郊都市鉄道建設計画予備調査
コンゴ民主共和国 (旧ザイール)	マタディ橋りょう建設
チュニジア	チュニジア首都圏通勤線電化調査
南アフリカ共和国	ヨハネスブルグ・ダーバン間高速鉄道調査
ア ジ ア	
中 国	鉄道近代化計画、北京・上海間高速鉄道計画、大瑤山トンネル建設工事、スラブ軌道技術移転
台 湾	台湾高速鉄道建設工事
韓 国	ソウル地下鉄3・4号線建設工事
フィリピン	鉄道運営計画、フィリピン国鉄北線リハビリ計画予備調査
インドネシア	鉄道安全性改善政策、ジャボタベック圏総合輸送システム改良計画
マレーシア	マレーシア鉄道整備計画、マレーシア高速鉄道都市部アクセス調査
タ イ	バンコク首都圏鉄道高架化計画調査

インド	インド国鉄AT電化技術、幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査 インド南部高速鉄道構想案件形成調査、インド国高速鉄道開発プロジェクト
パキスタン	パキスタン全国総合交通計画調査
イラン	テヘラン・イスファハーン間高速鉄道新線建設計画
ベトナム	南北統一鉄道橋りょうリハビリ事業、南北高速鉄道建設計画
ミャンマー	ミャンマー鉄道改善検討

#### 第4 法人の状況

##### 2. 役員状況 (平成26年4月1日現在)

役職名	氏名	任期	略歴
理事長	石川 裕己	(平成20年4月1日) 自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和46年7月運輸省入省 平成15年7月国土交通省航空局長 平成16年7月海上保安庁長官 平成19年8月鉄道・運輸機構理事長代理
副理事長	宮林 秀次	自 平成25年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和51年4月日本鉄道建設公団入社 平成18年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東京支社長 平成19年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部計画部長 平成22年4月鉄道・運輸機構理事
理事長代理	最勝寺 潔	(平成25年7月1日) 自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成23年7月国土交通省北陸信越運輸局長 平成24年8月海上保安庁総務部参事官(警備救難部併任) 平成25年7月鉄道・運輸機構理事
理事	川勝 敏弘	自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	平成23年7月国土交通省自動車局貨物課長 平成24年4月国土交通省自動車局総務課長 平成25年1月鉄道・運輸機構審議役 平成25年7月鉄道・運輸機構経営自立推進統括役
理事	醍醐 明彦	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和53年4月東京海上火災保険(株)入社 平成20年6月東京海上日動火災保険(株)執行役員(西東京支店長委嘱) 平成22年6月東京海上日動あんしん生命保険(株)常務取締役
理事	瀬川 雄次	(平成24年4月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和47年4月日本国有鉄道入社 平成15年4月レールシティ東開発(株)代表取締役社長 平成19年4月鉄道・運輸機構国鉄清算事業本部基盤整備工事統括役
理事	小川 晴基	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成22年8月海上保安庁総務部政務課長 平成23年9月人事院人材局交流派遣専門員(官民交流・日鉄住金物流(株))
理事	山中 淳彦	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和49年4月川崎重工業(株)入社 平成21年6月(株)川崎造船取締役常務 平成22年10月川崎重工業(株)執行役員本社調達本部長
監事	藤田 親史	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和50年4月住友商事(株)入社 平成19年8月住友商事(株)九州・沖縄ブロック長付 平成21年8月住友商事(株)フィナンシャル・リソースグループ長付
監事	入谷 誠	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和58年4月警察庁入庁 平成22年1月警察庁交通局交通企画課長 平成23年11月長崎県警察本部長

監 事	木 下 和 彦	<u>(平成25年7月1日)</u> <u>自 平成25年10月21日</u> <u>至 平成27年10月20日</u>	昭和50年4月(株)三和銀行入行 平成18年6月東洋カーマックス(株)執行役員 平成23年10月東洋カーマックス(株)専務取締役
-----	---------	--	--

### 3. コーポレート・ガバナンスの状況

#### (4) 内部管理等の体制

##### ①役員による運営

当機構の役員は理事長1名、副理事長1名、理事長代理1名、理事5名及び3名の監事があります。このうち理事長、副理事長、理事長代理及び理事により構成される役員会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な個別事項に係る審議を行います。

### 3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
 (横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jrtt.go.jp/>)にも掲載しています。